

感染症予防対策に係る基準における【別途定める経過措置終了時】

とは、令和3年10月31日とする。

ただし、上記の経過措置は令和3年8月1日以降10月31日の間に更新の期限を迎えるが、変異株に対応した追加対策が完了していない認証事業者にのみ適用するものとし、更新の期限を令和3年10月31日まで猶予するものとする。

なお、それ以外の8月1日以降の申請については経過措置延長は行わず、追加対策を講じたもののみ認証するものとする。